厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

災害時の福祉支援体制整備に関連する最近の取組について

厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課
河野健資

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

災害福祉支援ネットワークと災害派遣福祉チーム（DWAT）について
（「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」の概要（社会・援護局長通知））

○　近年の災害においては、高齢者や障害者、乳幼児等の地域の要配慮者が、避難所等において、長期間の避難生活を余儀なくされ、必要な支援が行われない結果、生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害が生じている場合もあり、これら要配慮者の避難生活中における福祉ニーズへの対応が喫緊の課題

○　このような状況を踏まえ、災害時において、要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における生活機能の低下等の防止を図るため、各都道府県において、避難所、在宅、車中等で要配慮者に対する福祉支援を行う「災害派遣福祉チーム」を組成するとともに、避難所等へこれを派遣すること等により、必要な支援体制を確保することを目的として、官民協働による「災害福祉支援ネットワーク」の構築に向けた取組を推進するためのガイドラインを策定

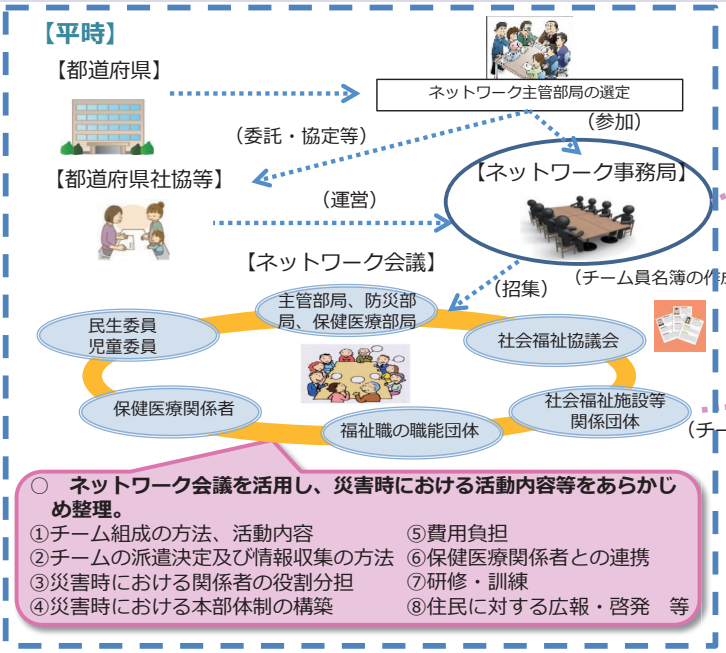

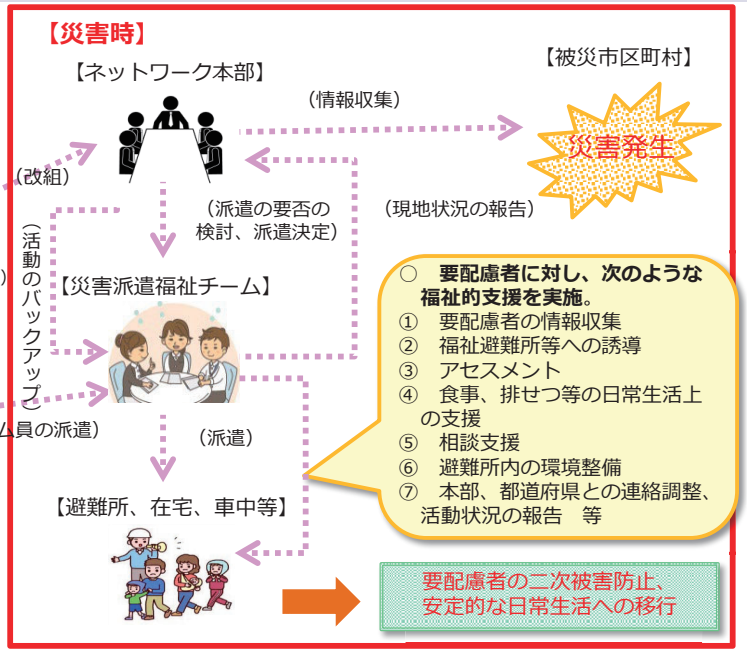

災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）について

○　災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）は全都道府県で編成されており、令和７年度末で約1.2万人が登録されている。

○　災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）は、
① 都道府県単位で、平時の段階から、施設関係団体や介護福祉士等の職能団体、社会福祉協議会等からなるネットワークを組織し、
② ネットワークに参加する団体や施設等から、社会福祉士や介護福祉士、ケアマネジャー等の職員を派遣し合うことにより、編成され、
③ 避難所等において、避難生活中の困りごとに関する相談支援、段差の解消や授乳スペースの確保等避難所内の環境整備、食事やトイレ介助等福祉的な視点からの支援を行い、要配慮者の要介護状態の重度化、生活不活発病などの二次被害を防止するとともに、安定的な日常生活への移行を支援

○　能登半島地震で開設された避難所においては、DWATによる福祉的支援と併せて、避難所を拠点として周辺にお住まいの在宅避難者の方々に対しても生活の困りごとなどの相談支援等を実施

※呼称については、元々自治体主導の取組であることから、DWATやDCATなど自治体によって様々

○　同チームの活動は、東日本大震災を契機に、岩手県や京都府において独自の取組が始まり、現在は国のガイドラインに基づき全都道府県で編成されている（実際に初めて同チームの活動が行われたのは平成28年の熊本地震の際）

【ＤＷＡＴが活動した災害】※下線の府県は、災害が発生した県に応援派遣を実施
- 平成28年４月熊本地震･･･熊本県、岩手県、京都府
- 平成28年10月岩手水害･･･岩手県
- 平成30年７月豪雨災害･･･岡山県、青森県、岩手県、群馬県、静岡県、京都府、愛媛県
- 令和元年台風19号 ･･････宮城県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、長野県
- 令和２年７月豪雨災害･･･熊本県
- 令和３年７月豪雨災害･･･静岡県
- 令和５年梅雨前線大雨･･･大分県
- 令和６年能登半島地震･･･････････････47都道府県
- 令和７年岩手県大船渡市 林野火災････岩手県
- 令和７年８月豪雨災害･･･････････････熊本県
- 令和７年台風15号･･･････････････････静岡県
- 令和７年台風22号・23号･････････････東京都
- 令和７年大分県大分市の大規模火災･･･大分県
- 令和８年岩手県大槌町 林野火災･･････岩手県

※能登半島地震の際は、1/6～6/30まで、全都道府県から延べ1,573人のDWATが派遣された

○　都道府県間の広域的なDWATの派遣については、災害福祉支援ネットワーク中央センター（国からの委託）が調整

○　厚生労働省のこれまでの取組
- 平成２４年度～　災害福祉支援の体制整備に向けた都道府県への補助
- 平成３０年５月　災害派遣福祉チームの編成に当たって、各都道府県が取り組むべき事項についてガイドラインを策定、通知
- 令和６年１月　令和６年能登半島地震において、初めて全国規模での本格活動
- 令和７年６月　ガイドライン通知を一部改正

＜ DWAT登録者数　約１.２万人（令和８年3月31日時点）＞

□□□□□□□□□□□□□□DWAT□□□

□□

1□1□	□□
1□2□	□□□□□　□□□DWAT□□□□□□□□□□□□□□
1□4□	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
1□5□	□□□□□□□□□□□□□DWAT□□□□
1□6□	□□□□□□□□□□□□　□□□□□□□
1□8□	DWAT□□□□□□□□

〇活動期間　1月6日～6月30日
〇活動人数　のべ1,573名（6,097人日）
※全都道府県のDWATチームが展開した初の実践
〇1～3月1.5次避難所 596人(2,504人日)
中能登、奥能登　809人(3,030人日)
〇4～6月1.5次避難所 168人(563人日)
（能登地域はオンコール体制）

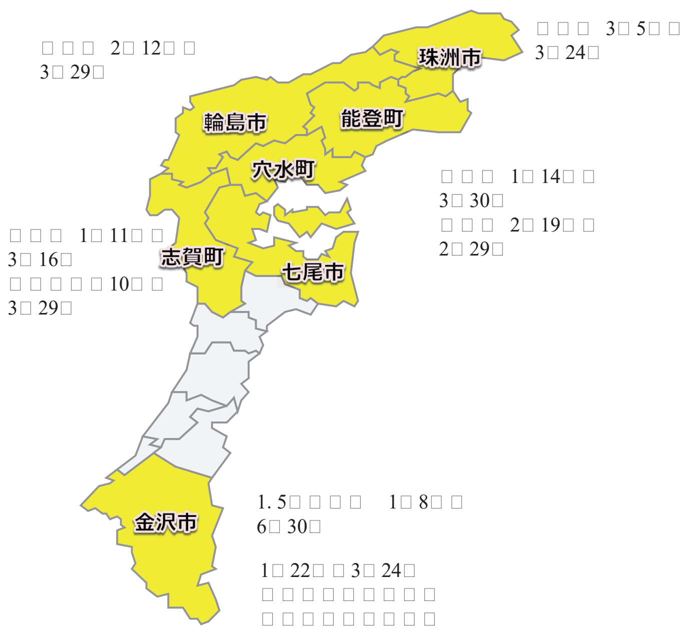

□DWAT□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□□□□□□□□□□DWAT□□□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□□□□□□□□□□DWAT□□□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□DWAT
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□□

令和６年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について【概要】

今般の災害における取組事例・課題、これらを踏まえた今後の災害対応の基本方針（主な「実施すべき取組」）

3.被災者支援

○ 増大する災害時の医療・福祉ニーズに対応するため、専門家の派遣による医療・福祉的対応の充実、被災者のニーズに応じた伴走型支援の実施（災害ケースマネジメント）等の施策について検討するべき。

○ 災害関係法制における「福祉」の位置付けについて検討

初動対応を行うチームの確保や、在宅避難者を含む被災者支援の在り方など、福祉的支援の強化に向け検討すべき。また、災害救助法上の救助の種類など、災害関係法制における「福祉」の位置付けについて検討すべき。

DWATによる「なんでも福祉相談コーナー」

在宅避難者等に対する相談・アウトリーチ対応や被災しサービス機能が失われた介護施設等における被災者へのケアについて、DWATの活動範囲の拡大により対応すべき。

DWAT活動についての各都道府県等のコーディネート機能の強化や、初動対応を専門とするチームの育成、装備面の充実等、DWAT活動に関する制度見直しに向けた検討を進めるべき。

○ 被災地の活動に必要な医療チームの確保や医療器材等の整備を行うとともに、医療コンテナ等を活用した医療提供体制の整備を推進

○ 2次避難者に係る宿泊施設とのマッチングにおけるルール等のマニュアルの整備

2次避難を行うべき場合やその対象者の整理、ホテル・旅館等の確保、被災者の移送手段の確保、2次避難についての被災者の意向の把握、被災者の希望を踏まえた、ホテル・旅館等のマッチング、2次避難先での継続的な支援等について仕組みを検討し、2次避難所運営マニュアル等を整備すべき。

○ 広域避難者や自主避難所の避難者を含め、避難者の情報把握の在り方について検討

広域避難者や自主避難所の避難者を含め、避難者の情報把握の在り方について制度改正も含めて検討するとともに、広域避難者等のデータベースについて普及のための取組を進めるべき。

○ 男女共同参画の視点を取り入れた避難所の生活環境の改善

○ 避難所等で被災者支援を行うＮＰＯ等への災害救助費等を活用した業務委託に係る手順や具体例の周知

4.物資調達・輸送

○「最低3日間、推奨1週間」分の食料・飲料水・簡易トイレ等の備蓄といった各個人が実施すべき対策の啓発

○ 市町村による避難生活に必要な物資等の十分な備蓄、備蓄状況の国の調査・公表

自治体において、トイレ、食料、パーティション、段ボールベッド等の避難生活において必要な物資の備蓄を進めるとともに、国においても、その備蓄状況を調査し、公表すべき。

○ 市町村の備蓄状況を踏まえた都道府県による広域的な備蓄の確保

○ 調達・運搬に時間を要するプッシュ型支援物資の各地域への分散備蓄

パーティションや段ボールベッド等について、国においても一定量備蓄しているが、温かい食事を提供するための資機材や入浴のための資機材を含め、より迅速な被災者支援のため、調達・運搬に時間を要するこれらの物資については、各地域への分散備蓄を実施すべき。

パーティション・段ボールベッド

○ プッシュ型支援で調達する食品の品目のバリエーションの充実

○ 民間の輸送・物流事業者が有する専門的ノウハウを活かすための、自治体と民間事業者間の事前連携

○ 物資調達・輸送調整等支援システムの改善と訓練等を通じた運用の円滑化

5.住まいの確保・まちづくり

○ 迅速な被害認定調査のためのリモート判定、日本損害保険協会等との連携等

○ 恒久的な活用を含めた仮設住宅の多様な供給手法について整理

○ 公費解体や災害廃棄物処理の円滑化・迅速化のためのマニュアル等の見直し

○ 復興事前準備や事前防災・復興まちづくりの推進

リモート判定の様子

○ 分散型システムの活用も含め、災害に強く持続可能な将来にふさわしい上下水道の復旧・整備

上下水道の復旧・整備に当たっては、復興まちづくり、将来の人口動態など様々な観点から総合的に判断して、被災時の機能確保方法等も検討しつつ、必要に応じて運搬送水や浄化槽等の分散型システムの活用も含め、災害に強く持続可能な将来にふさわしい整備を行うべき。

○地域を支える中小・小規模事業者や農林漁業者の早期のなりわい再建や伝統産業・文化を継続するための支援

6.多様な主体の連携等による支援体制の強化

○ 応援職員等、インフラ復旧工事従事者、ボランティア等の宿泊場所や活動拠点の確保の在り方について、官民を通じたトレーラーハウス、ムービングハウス等の活用、国の庁舎等の拠点機能の確保を含め検討

○ 都道府県域における官民連携を促進させるため、災害中間支援組織の設置・機能強化の加速化

○ 自治体と民間団体との協定締結の推進及び協定の検証・見直しによる実効性の確保

○ NPOや民間企業等が災害対応に積極的に参加できる環境の整備（民間の活動団体の登録制度の検討等）

NPO、企業等の民間主体が災害対策に積極的に参画できる環境を整備するため、平時からの連携体制を構築し、災害時支援手順の体系化や民間の活動団体の登録制度を検討するとともに、活動支援を行うべき。

7.特徴的な災害を踏まえた対応

○ ヘリ搭載カメラ、定点カメラなど様々な手段を用いた情報収集、民間ドローンの積極活用

○ 新総合防災情報システム（SOBO-WEB）による現場情報等のリアルタイム共有体制の構

SOBO-WEBを活用して各種被害情報等を位置情報と結び付けるとともに、同システムを中核として、関係機関のシステムと連携を図り、被害情報、避難所、通行可能な道路等の現場の情報を自動的に連携し、リアルタイムで共有される「防災デジタルプラットフォーム」を可及的速やかに構築すべき。

○ 初動対応における空路や海路での輸送に備えた車両や資機材の小型化や軽量化

陸路進出が困難な場合でも迅速に進出できるよう、空路や海路での輸送に備え、車両や資機材の小型化や軽量化等に関する技術的検討を進めて整備することで、部隊の機動性を高めるとともに、現地派遣人員等の編成の検討を行うべき。

小型・軽量化された消防車の輸送

○ 地震被災地で発生する水害に備えたリスク情報のきめ細かな周知、複合災害が発生した場合の柔軟な被災地支援

8.引き続き検討及び取り組むべき事項

○ 想定される大規模災害にあらゆる主体が総力戦で臨むための、体制や連携の在り方の検

○ 自助を促すための国民等の意識啓発と共助を促すための連携の在り方の検討

○ 令和6年能登半島地震を踏まえた有効な新技術及び方策の活用

関係府省庁による実装の検討、カタログ化による自治体の活用促進、国や民間の技術開発等を推進すべき。

災害対策基本法等※の一部を改正する法律の概要（令和7年7月1日施行）

内閣府

※災害対策基本法、災害救助法、水道法、大規模災害復興法、大規模地震対策法、内閣府設置法

趣　旨

令和６年能登半島地震の教訓等を踏まえ、災害対策の強化を図るため、国による支援体制の強化、福祉的支援等の充実、広域避難の円滑化、ボランティア団体との連携、防災DX・備蓄の推進、インフラ復旧・復興の迅速化等について、以下の措置を講ずる。

改正内容

①国による災害対応の強化

１）国による地方公共団体に対する支援体制の強化 ★災害対策基本法

２）司令塔として内閣府に「防災監」を設置 ★内閣府設置法

- 国は、地方公共団体に対する応援組織体制を整備・強化。
- 国は、地方公共団体からの要請を待たず、先手で支援。

②被災者支援の充実

１）被災者に対する福祉的支援等の充実

★災害救助法、災害対策基本法

- 高齢者等の要配慮者、在宅避難者など多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加し、福祉関係者との連携を強化。災害対策基本法においても「福祉サービスの提供」を明記。
- 支援につなげるための被災者、避難所の状況の把握。

車中泊への対応

高齢者等への対応

２）広域避難の円滑化 ★災害対策基本法

- 広域避難における、避難元及び避難先市町村間の情報連携の推進。
- 広域避難者に対する情報提供の充実。
- 市町村が作成する被災者台帳について、都道府県による支援を明確化。

３）「被災者援護協力団体」の登録制度の創設

- 避難所の運営支援、炊き出し、被災家屋の片付け等の被災者援護に協力するNPO・ボランティア団体等について、国の登録制度を創設。
- 登録被災者援護協力団体は、市町村から、被災者等の情報の提供を受けることができる。
- 都道府県は、災害救助法が適用された場合、登録団体を救助業務に協力させることができ、この場合において実費を支弁。
- 国は、必要な場合、登録団体に協力を求めることができる。国民のボランティア活動の参加を促進。

炊き出し

被災家屋の片付け

４）防災DX・備蓄の推進 ★災害対策基本法

- 被災者支援等に当たって、デジタル技術の活用。
- 地方公共団体は、年一回、備蓄状況を公表。

③インフラ復旧・復興の迅速化

１）水道復旧の迅速化 ★水道法

- 日本下水道事業団の業務として、地方公共団体との協定に基づく水道復旧工事を追加。また、水道事業者による水道本管復旧のための土地の立入り等を可能とする。

水道の復旧（被災した浄水場）

２）宅地の耐震化（液状化対策）の推進 ★災害対策基本法

３）まちの復興拠点整備のための都市計画の特例

★大規模災害復興法

避難者に対する福祉的支援の充実

● 高齢者等の要配慮者である在宅避難者や車中泊避難者など多様な支援ニーズに対応するため、
災害救助法における救助の種類に「福祉サービス」を追加するとともに、福祉関係者との連携を強化。

これまで、DWAT（災害派遣福祉チーム）による福祉的支援は避難所で行う旨規定されているが、
今般、在宅、車中泊で避難生活を送る要配慮者に対しても、福祉的支援を充実。

※ 災害救助法や災害対策基本法の改正と、厚生労働省ガイドラインの改訂（DWATの活動範囲の拡大）にて対応

DWAT（災害派遣福祉チーム）

＜事務局＞
中央センター（現在は全国社会福祉協議会）・都道府県事務局
：DWATの全国派遣を調整

＜構成員＞
社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等

＜活動内容＞
被災要配慮者への相談支援、日常生活上の支援等

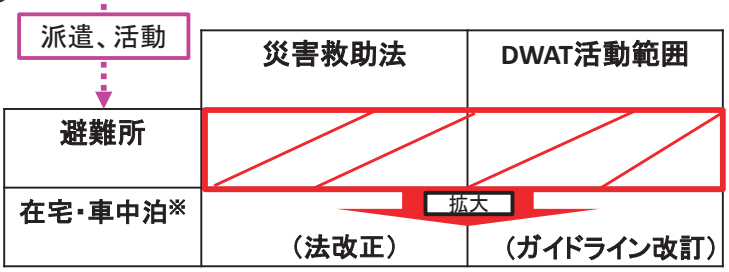

※現行制度においても、在宅等で避難する要配慮者に対し、
被災者見守り・相談支援等事業による見守り等が行われている

（参考）災害救助法（昭和22年法律第118号）（抄）

（救助の種類等）
第四条　第二条第一項の規定による救助の種類は、次のとおりとする。
一　避難所及び応急仮設住宅の供与
二　炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
三　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
四　医療及び助産
五　被災者の救出
六　福祉サービスの提供
七　被災した住宅の応急修理
八　生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
九　学用品の給与
十　埋葬
十一　前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの
２～４　（略）

（参考）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（避難所における生活環境の整備等）
第八十六条の六　災害応急対策責任者は、災害が発生したときは、法令又は防災計画の定めるところにより、遅滞なく、避難所を供与し、避難者の数、避難所の生活環境その他の避難所の運営状況に関する情報を把握するとともに、当該避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、当該避難所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布、保健医療サービス及び福祉サービスの提供、情報の提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
２　（略）

（避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮）
第八十六条の七　災害応急対策責任者は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に関する情報を把握するとともに、これらの者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービス及び福祉サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
２　（略）

社会福祉法等の一部を改正する法律（令和8年法律第51号）の概要

改正の趣旨　質の高い福祉サービスの確保と、社会福祉事業等の安定した経営基盤の確立を両立するため、多様で複雑な福祉ニーズに対応した包括的な支援体制を強化します。

改正の概要

1．地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充

⑴ 小規模市町村における包括的な支援体制の整備
小規模市町村における包括的な支援体制の整備を促進する事業を新設するとともに、地域住民の支援等を検討する会議を全市町村で設置できるようにします。
※ 福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の配置基準を分野を超えた基準へ柔軟化し、地域住民の取組との協働を促進します。

⑵ 特定地域サービス、特定地域居宅サービス等事業の創設／介護予防・地域の支え合いの推進に向けた拠点機能の強化
中山間・人口減少地域において、地域の実情に応じた配置基準や包括的な評価の仕組みを導入できる特例介護サービスの類型（特定地域サービス）を新設します。また、地域のサービス提供主体が少ない場合に、市町村が事業として居宅介護サービス等を実施できる「特定地域居宅サービス等事業」を創設します。あわせて、事業者間の連携強化や事業継続の仕組みを構築、介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点事業を新設します。

⑶ 頼れる身寄りがいない高齢者等への支援の充実
頼れる身寄りがいない高齢者等に対する日常生活支援、入院等の手続支援、死後事務支援を第二種社会福祉事業に位置付けるとともに、相談体制の整備を図ります。

⑷ 成年後見制度等の適切な利用の支援
成年後見制度や地域の権利擁護事業の適切な利用を支援する中核機関として、市町村が「地域権利擁護相談支援センター」を設置できるようにします。

⑸ 有料老人ホーム制度の見直し
中重度等の要介護者を入居させる有料老人ホームについて、都道府県等への登録制度を導入します。また、その入居者に対する相談支援を行う「登録施設介護支援」を新設し、利用者負担を求めます。

⑹ 介護保険事業（支援）計画の見直し
介護サービス量等の中長期推計および医療・介護連携に関して介護保険事業（支援）計画を見直すとともに、電子資格確認の導入など、介護被保険者証に関する見直しを行います。

2．福祉人材の安定的な確保および定着支援

⑴ 福祉人材確保と介護現場の生産性向上等の推進
福祉人材確保のための協議会の設置を都道府県の努力義務とするとともに、生産性向上や経営改善支援等の取組促進を国および都道府県の責務とし、当該取組の促進のため、関係者の連携を図る協議会を設置します。

⑵ 介護福祉士養成施設卒業者の経過措置の見直し
令和13年度までの介護福祉士養成施設卒業者については、経過措置として卒業後５年間は資格を持てることとします。また、准介護福祉士資格を廃止します。

⑶ ケアマネジャー（介護支援専門員）の更新制の廃止
介護支援専門員（ケアマネジャー）の更新制を廃止し、法定研修の見直しを行います。

3．支援基盤の強化等

⑴ 社会福祉連携推進法人制度の活用推進
社会福祉連携推進法人が実施できる業務を追加します。また、社会福祉法人解散時の残余財産の帰属先に地方公共団体を追加します。

⑵ 災害時に高齢者等を支える福祉支援体制の強化
災害派遣福祉チーム（DWAT）として活動する人材登録制度を整備します。

3.（2） 災害時に高齢者等を支える福祉支援体制の強化

令和６年能登半島地震では、福祉的支援の初動対応の遅れや、在宅避難者への支援の難しさが課題として指摘されました。
高齢者や乳幼児、障害のある方など、**支援を必要とする方に対し、災害時に迅速に福祉的支援を行う体制の強化が求められています。**

見直し内容

災害時に迅速に福祉的支援を行う体制を整えるため、制度の見直しを行います。

① DWAT（災害派遣福祉チーム）の法定化
災害時に高齢者の相談支援や避難所内での介助などを行う専門チーム（DWAT）を法律に位置付け、国がDWATチーム員を登録し、平時から研修・訓練を実施します。

② 派遣を支える仕組みの整備
DWATの派遣要請に応じて従業者が活動できるよう、勤務先に配慮義務を設けます。
また、災害時に必要な個人情報を適切に活用できるよう、秘密保持義務を明確にします。

DWAT
災害時に高齢者等を支える専門福祉チーム
DWAT（Disaster Welfare Assistance Team：災害派遣福祉チーム）

DWATの平時からの体制づくりのイメージ

福祉と防災の連携を平時から進めます。

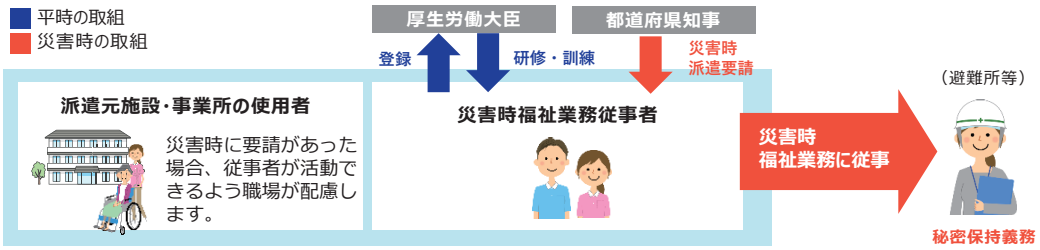

大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の強化について

○**大規模災害が発生した場合には**、被災都道府県は速やかに、都道府県災害対策本部の下に、**保健医療福祉調整本部を設置**する。（既存の組織等に当該保健医療福祉調整本部の機能を持たせても差し支えない）

○保健医療福祉調整本部は、●**保健医療福祉活動チーム（※1）の派遣調整等**●**保健医療福祉活動に関する情報連携**●**保健医療福祉活動に係る情報の整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整**を一元的に実施し、保健医療福祉活動を総合調整する体制を整備する。

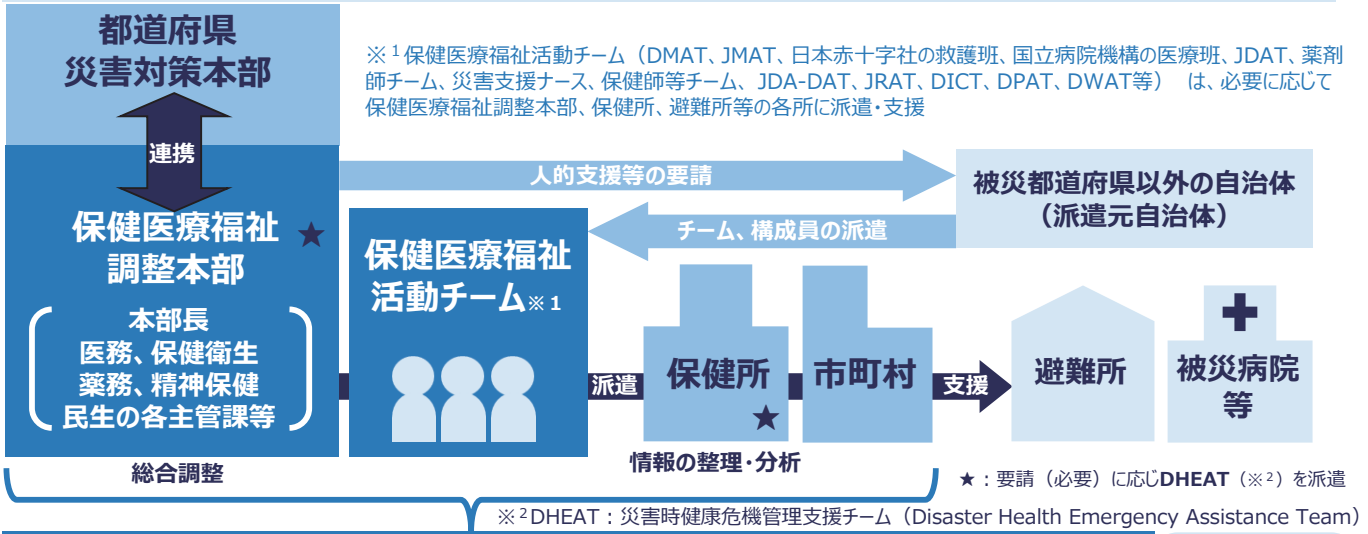

※1 保健医療福祉活動チーム（DMAT、JMAT、日本赤十字社の救護班、国立病院機構の医療班、JDAT、薬剤師チーム、災害支援ナース、保健師等チーム、JDA-DAT、JRAT、DICT、DPAT、DWAT等） は、必要に応じて保健医療福祉調整本部、保健所、避難所等の各所に派遣・支援

★：要請（必要）に応じ**DHEAT**（※2）を派遣

※2 DHEAT：災害時健康危機管理支援チーム（Disaster Health Emergency Assistance Team）

保健医療福祉活動に関する情報連携

●被害状況、保健医療福祉ニーズ等の情報にかかる、関係者間の緊密な情報連携（報告・提供）
（保健医療福祉調整本部←→保健所・市町村←→保健医療福祉活動チーム←→他の活動チーム）
●避難所等での保健医療活動の記録・報告のための統一的な様式の提示（調整本部→チーム）
●保健所での情報の整理・分析（とりまとめ）

地域災害医療対策会議、災害福祉支援ネットワーク会議等を活用し、情報連携を図る

「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の強化について」改正のポイント（抄）

⇒ 保健医療福祉分野の調整が、厚生労働省単独の対応ではなく、政府全体の災害対策の取組と一体で実施されるべきものであることを制度上明確化。

1. 保健医療福祉調整本部の設置等について

（１）設置

被災都道府県は、当該都道府県に係る大規模災害が発生した場合には、速やかに、**都道府県災害対策本部の下に、その災害対策に係る保健医療福祉活動**（以下単に「保健医療福祉活動」という。）**の総合調整を行うための本部**（以下「保健医療福祉調整本部」という。）**を設置する**とともに、関係者への周知を図ること。なお、当該保健医療福祉調整本部の設置については、当該保健医療福祉調整本部の設置に代えて、既存の組織等に当該保健医療福祉調整本部の機能を持たせても差し支えないこと。

（略）

（３）本部機能

① 基本的な役割

保健医療福祉調整本部においては、保健医療福祉活動に関する情報連携、保健医療福祉活動に係る情報の整理及び分析、活動チームの派遣調整等の保健医療福祉活動の総合調整を行うこと。

（略）

② 本部機能等の強化

（略）

また、保健医療福祉調整本部は災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等の支援のもと、**保健医療福祉活動を効果的・効率的に行うため、被害状況、保健医療福祉ニーズ等について、都道府県災害対策本部と密接に情報連携を行う。**

（略）

2. 保健医療福祉活動の実施について

（１）保健医療福祉活動に関する情報の収集・連携、整理・分析及び総合調整

⑧ 保健医療福祉調整本部は、保健医療福祉活動の円滑かつ的確な実施を図るため、都道府県災害対策本部の方針の下で適切に保健医療福祉調整本部が運営され、また、**保健医療福祉調整本部で認識した問題について、適切に都道府県災害対策本部での調整が図られるように都道府県災害対策本部と緊密に連携する**こと。

3. 保健医療福祉活動における平時からの連携・体制強化の取組について

（２）**都道府県及び保健所は、大規模災害時に保健医療福祉調整本部において、迅速・円滑に保健医療福祉活動の総合調整を行うことができるよう、**「災害時の保健・医療・福祉の連携強化検討会報告書資料」（令和８年３月 19 日)に示す訓練・会議のモデルを必要に応じて参考に、**平時より保健医療福祉活動チーム等との合同訓練、研修、会議の開催等により連携体制を構築し、災害対応の共通認識の醸成を図るために取組むこと。**

例えば、事前防災に向け、平時から関係団体等において連携を深めることが、発災時の対応を円滑にするために重要であることから以下①及び②のとおり、毎年継続的に、各自治体における保健・医療・福祉関係の災害対応に関する合同会議の開催について検討すること。

（略）

出典：「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の強化について」（令和8年3月31日付け**府政防第514号内閣府政策統括官（防災担当）**、科発0331第12号厚生労働省大臣官房厚生科学課長等**連名通知**）